

相模原の環境をよくする会会則

(名称)

第1条 本会は、相模原の環境をよくする会と称し、事務局を相模原市役所内に置く。

(目的)

第2条 本会は、公害を未然に防止し、豊かな自然を守り、うるおいのある生活環境づくりに努め、もって快適な環境の創造に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 公害防止技術の調査研究
- (2) 環境保全に係る調査研究
- (3) 研修会、講演会、視察等の実施
- (4) 環境の保全に係る啓発活動
- (5) 関係行政機関との連携及び協力
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会は、相模原市内にある工場、事業場等で、本会の目的に賛同し、かつ、役員会の承認を得たものをもって組織する。

2 会員は、別表の定めるところにより、会費を負担するものとする。

(賛助会員)

第5条 市内にある環境保全団体並びに市民団体等で、本会の目的に賛同し、かつ、役員会の承認を得たものを賛助会員とすることができる。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

(役員を選出)

第7条 本会の会長、副会長、理事及び監事は、総会で会員の中から選出する。

2 役員任期満了前における欠員補充は、会員が役員会の同意を得て、会員の中から選任する。

(役員の仕事)

第8条 会長は、会務を統括し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは、これを代行する。

3 理事は、会務を執行する。

4 監事は、会計を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補充により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期が満了したときにおいても、後任者が就任するまで引き続きその職を行うものとする。

(事務局職員)

第10条 本会の事務局に次の職員を置く。

(1) 事務局長 1名

(2) 次長 1名

(3) 書記 若干名

2 事務局職員は、会長が委嘱する。

3 事務局長は、会の庶務を統括する。

4 次長は、事務局長を補佐し、事務局長不在のときは、その職務を代行する。

5 書記は、会の庶務を処理する。

(名誉会長及び顧問)

第11条 本会に名誉会長及び顧問を置くことができる。

(会議)

第12条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

(総会)

第13条 総会は、会員及び賛助会員をもって構成する。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長がこれを招集する。

3 通常総会は毎年1回、臨時総会は会長が必要と認めるとき又は会員及び賛助会員の3分の1以上から請求があったとき、これを開くものとする。

4 総会の議長は、そのつど選出する。

5 総会は、次の事項を議決する。

(1) 役員を選出すること。

(2) 事業計画及び事業報告に関すること。

(3) 予算及び決算に関すること。

(4) 会則の改廃に関すること。

(5) その他会長が必要と認める事項

(役員会)

第14条 役員会は、会長、副会長、理事及び監事をもって構成し、会長が招集する。

2 役員会の議長は、会長をもってこれにあてる。

3 役員会は、この会則の別の条項に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会で議決した事項の執行に関する事。
- (2) 総会に提案すべき事項に関する事。
- (3) 予算の補正に関する事。
- (4) 総会で委任された事項に関する事。
- (5) その他役員会において必要と認める事項
(会議の議決)

第15条 総会及び役員会は、構成員の2分の1以上の出席(委任状を含む。)がなければ議事を開き、議決することができない。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(経費)

第16条 本会の経費は、次の収入をもってこれにあてる。

- (1) 会費
- (2) 負担金
- (3) 補助金
- (4) その他の収入
(事業年度)

第17条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(委任)

第18条 この会則の施行について必要な事項は、会長が役員会の議決を経て別に定める。

附 則

この会則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成19年4月20日から施行する。

別表

会費算定基準(第4条関係)

- 1 工場、事業場にあつては、次の表に定める資本金額及び従業員数により算出した合計点数に2,500円を乗じた額とする。

点数 区分	1	2	3	4	5	6	7	8
資本金額	5千万円 未満	5千万円 以上 1億円 未満	1億円 以上 3億円 未満	3億円 以上 5億円 未満	5億円 以上 10億円 未満	10億円 以上 50億円 未満	50億円 以上 100億円 未満	100億円 以上
従業員数 (人)	10 未満	10 以上 50 未満	50 以上 100 未満	100 以上 500 未満	500 以上 1,000 未満	1,000 以上 1,500 未満	1,500 以上 2,000 未満	2,000 以上

- 2 公共事業所(相模原市役所を除く。)その他これに類する事業場
一律10,000円を会費とする。
- 3 相模原市役所は200,000円を会費とする。